

■ 本学の研究成果を社会に還元し、中小企業や地域の発展に貢献することを目指して ■

株式会社日本政策金融公庫大阪支店と 産学連携の協力推進に関する協定を締結

【調印式】日時/8月31日(水)14:30~15:00 会場/千里山キャンパス 100周年記念会館

このたび関西大学は、株式会社日本政策金融公庫大阪支店と産学連携の協力推進に関する協定を締結することで合意に達し、8月31日(水)14:30より千里山キャンパス100周年記念会館にて調印式を執り行います。本協定は、両者が相互に協力して本学の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元することおよび緊密な情報交換等を行うことにより、地域の産学連携を推進し、中小企業や農林水産業者ならびに地域社会の発展に貢献することを目的としたものです。

具体的な取り組みとして、本学の研究成果等のシーズと中小企業等の技術ニーズとのマッチング、同社の取引先企業からの技術相談に関する支援、中小企業等の技術ニーズの情報および当該ニーズに対する情報提供などを予定しています。今回の協定締結を機に、これまで培ってきた本学の研究力を生かして様々なニーズに応えることで、中小企業や地域社会の発展に貢献するとともに、本学教員や学生による起業・ベンチャーへの支援を展開するなど、産学連携活動をより一層推進していきます。

また本学では、産学官連携活動の飛躍的な活性化とベンチャー支援・人材育成の新拠点として、「関西大学イノベーション創生センター」が千里山キャンパスにおいて本年9月に竣工します。本センターでは、総合大学の利点を生かして、理工系学部とビジネス系学部の対話による事業化に向けたアイデアの創出、企業との共同プロジェクトの推進、ベンチャー・起業支援など、教員・学生・企業・研究機関等との「協働」による本格的イノベーションの創出を目指しています。今回の協定による事業とも密に連携しながら取り組むことで、相乗効果が期待されます。

つきましてはご多忙の折恐縮ですが、調印式ならびに本協定締結に伴う関西大学および日本政策金融公庫の取り組みに関しまして、取材のご検討をお願い申し上げます。

【調印式概要】

- 日時 8月31日(水) 14:30 ~ 15:00
- 会場 関西大学千里山キャンパス 100周年記念会館 第1会議室
(大阪府吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車 南出口から徒歩約5分)
- 出席者

株式会社日本政策金融公庫大阪支店		関西大学	
・支店長	猪塚 良弘	・学長	楠見 晴重
・副事業統轄	鷺見 貴生	・副学長/社会連携部長	吉田 栄司
・融資課長	三好 貞嗣	・大学本部長	岡田 弘行
		・学長室長	藪田 和広
- 内容 代表挨拶、協定書調印、質疑応答などを予定

以上

【添付書類】「産学連携の協力推進に関する協定書」

※取材をご希望の方は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせ先

関西大学 総合企画室 広報課 担当：石田、寺崎
〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 Tel.06-6368-1131 Fax.06-6368-1266
www.kansai-u.ac.jp

この伝統を、超える未来を。



産学連携の協力推進に関する協定書

関西大学（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫大阪支店（以下「乙」という。）とは、甲と乙との連携を円滑にし、地域を中心とした産学連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力して甲の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域の中小企業者及び農林水産業者（以下「中小企業等」という。）並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、それぞれ甲の大学構内と乙の大阪支店に、産学連携の協力推進に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（産学連携についての協議等）

第3条 甲及び乙は、連絡会を開催するなどにより、次の事項について協議、情報交換等を行うものとする。

- （1）甲の研究成果等のシーズと中小企業等の技術ニーズとのマッチングに関すること
 - （2）乙の取引先企業からの技術相談に関する支援
 - （3）中小企業等の技術ニーズの情報及び当該ニーズに対する情報提供
 - （4）その他産学連携の協力・推進に係る必要事項
- 2 甲及び乙は、業務連携上必要な場合は、個別企業からの依頼に基づき当該企業の紹介を相手方に行うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を提供する場合は各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- 3 本協定書の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱）

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第7条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第8条 甲及び乙は、本協定書上の義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第9条 本協定書の有効期間は、本覚書の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれか一方が相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1ヵ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定書を失効させることができるものとする。

（協議解決）

第10条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決する。

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 住 所 大阪府吹田市山手町三丁目3番35号
関西大学

学長 楠見 晴重 印

乙 住 所 大阪府大阪市北区曽根崎二丁目3番5号
法人名 株式会社日本政策金融公庫 大阪支店
支店長 猪塚 良弘 印